学校と家庭がいっしょに「子供の安全安心」を守りましょう

稲子小危機対応マニュアル～家庭での対応～　R5.5　版

1　台風等により富士宮市に暴風(雪)警報・大雨特別警報が出された時

〈登校前〉【芝川中とも連携する。】R3.9 改訂　　**※NHK の報道を参照**

□ 6:00 の時点で富士山南西地方に「暴風警報」「大雨特別警報」が発令中の場合 → 自宅待機

□12:00(正午)以前に富士山南西地方の「暴風警報」「大雨特別警報」が解除された場合→登　校

□12:00(正午)の時点で富士山南西地方に「暴風警報」「大雨特別警報」が解除されない場合 → 休　校

※「暴風警報」「大雨特別警報」が発令されていなくても地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。(12 時前に休校の連絡をすることもあります。)

〈在校中〉

□午前中は原則として学校にとどめる。

□保護者に引き渡しのお願いをする際には、対応にご協力をおねがいします。

※「大雨特別警報」が発表された場合も、「暴風警報」と同様の判断基準により対応します。

○「大雨（洪水）警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。状況によっては、保護者の判断により自宅待機させてください。

○土砂災害警戒情報（氾濫危険情報）に基づく避難勧告（警戒レベル４）が出された場合、避難を最優先してください。その他、気象状況により学校が危険と判断した場合は、休校や自宅待機、学校留め置きとなる場合があります。(対応については、メール配信等でお知らせします。)

2　地震の時

令和元年５月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される情報です。

	南海トラフに関する情報（臨時）				地震発生
状況	○「調査中」発表時	○「巨大地震警戒」発表時	○「巨大地震注意」発表時	○「調査終了」発表時	震度５強以上
対応	□原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない子供は留め置き		□原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始（安全確認後） ・下校できない子供は留め置き
	○状況によって、メールにて保護者にお迎えをお願いすることがあります。				
	《登校時》 ○地震発生には、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家（学校）に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。				
留意点	★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ○引き渡しについて、来られないときは代理人をお願いしてください。				

3　学校でケガをした時・病気になった時

□学校から保護者に連絡が入る。(ケガ・病気の具合を確認する。)

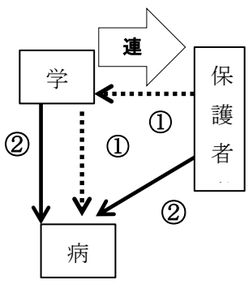

□医療機関を決める。

※救急車対応の時は、医療機関を確認する。

□保険証を持つ。

□急を要さない場合は、保護者は学校へ行く。
その後、保護者が医療機関へ連れて行く。(①点線)

□急を要する場合は、保護者は医療機関へ行く。
学校が医療機関へ搬送する。(②実線)
(救急車を要請する場合もある。)

□受診後、結果を学校に報告する。

4 校外学習中にケガをした時・病気になった時

□学校(担任)から連絡が入る。

(ケガや病気の具合、状況を確認する。今後の対応について確認する。)

※基本的には、3の場合と同様

※現地が遠距離で、迎えに駆けつけることが難しい場合は、学校と連絡をとり、対応してください。

5　不審者が出没した時　　防犯ブザーの携帯を！

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
＊安全確保 ※下校が危難な時や子供に動揺がある時は連絡し、引き渡しを行います。	□「子ども 110 番」の家に避難 □まず警察 23-0110 へ連絡 （時間、場所、状況、不審者の特徴を知らせる） □学校へ連絡する。 ※動揺がおさまってから登校させてください。	※危険がある場合は、引き渡し等の対応を学校が判断し連絡します。対応にご協力をお願いします。

6　交通事故の発生した時

□保護者は現場に急行する。

＊状況に応じて救急車要請･応急処置

＊警察(学校)へ連絡

＊けが人に同行

※学校職員による現場確認に協力してください。
(時刻、場所、状況などを学校へ連絡する。)

7　危険動物の出没･校区での事件発生など

＊登下校時に危険があると思われる時は、学校より連絡が入ります。保護者に引き渡しのお願いをします。

8　インフルエンザ等、感染性疾病の疑いがある時

学校での発症	家庭での発症
＊学校から連絡がある。＊学校へ迎えに行く。　＊医療機関で受診する。	＊発症の疑いがある場合は登校させず、医療機関で受診する。

□診断結果を学校へ報告する。

＊「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。

＊医師から出席停止解除の指示を受けたら、証明書を持って登校する。

※インフルエンザの診断を受けた場合（市内の医療機関の場合のみ）

＊医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。

＊自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。

＊発症後５日、かつ、解熱後２日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し、登校時に提出する。

※児童新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合、検査キットで陽性が確認された場合

＊医療機関受診後、速やかに学校に状況を報告する。

＊自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。

＊発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過したら、第 15 号様式の３(「出席にかかわる証明書」に必要事項を記入し、登校時に提出する。)

9　富士山噴火警報が発令された場合

※稲子地区は避難対象地区ではありませんが、状況により引き渡しを行います。

(学校が安全なときは学校待機)

10 ミサイル発射に伴う Ｊアラートが発令された場合

□速やかな避難行動　□正確かつ迅速な情報収集

メッセージが流れたら落ち着いて直ちに行動してください。

(屋外にいる場合)
できる限り頑丈な建物や地下に避難する。

(建物がない場合)
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

(屋内にいる場合)
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

11　停電が発生している場合

□原則として休校　　登校中の場合は状況により下校、または引き渡しを行う。

12 夜間・休日における新型コロナウイルスの緊急連絡対応

□保護者は市役所当直室に電話連絡する。

保護者等 → 市役所当直室　２２－１１１１

＜緊急連絡先＞

富士宮警察署:23-0110　　富士宮市立稲子小学校

芝川交番:65-0049　　電話:66-0103　FAX:66-0772